



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1007	一般競争入札による落札者の決定	(防災企画課)..... 1
1008	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 2
1009	〃	(〃)..... 2
1010	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 2
1011	保安林の指定施業要件の変更	(〃)..... 2
1012	道路の区域変更	(道路保全課)..... 3
1013	道路の供用開始	(〃)..... 3
1014	道路の区域変更	(〃)..... 4
1015	道路の供用開始	(〃)..... 4
1016	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 4

○ 公告

	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農林水産総務課)..... 5
--	-----------------------	------------------

告 示

和歌山県告示第1007号

一斉受令端末賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
一斉受令端末賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年9月22日
- 落札者の氏名及び住所
和歌山県一斉受令端末賃貸借NECAP/FILDGコンソーシアム
(代表者) NECキャピタルソリューション株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号
(構成員) NECフィールドイング株式会社関西支社和歌山支店
和歌山県和歌山市三木町中ノ丁15番地
- 落札金額
32,373,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,943,000円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年8月13日

和歌山県告示第1008号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字多井841の3、846の3、908の5、908の6、909の7から909の10まで、920の36、920の40、920の42、920の43、920の45、920の47、920の49、938の7、946の5、946の7
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1009号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字針原1336の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1010号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1011号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市扱沢字宮ノ谷374番7地先から同市扱沢字赤松650番1地先まで	旧	10.18 } 27.78	48.32	
同上	新	13.64 } 85.67	48.32	

和歌山県告示第1013号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 海南金屋線

供用開始の区間 海南市扱沢字宮ノ谷374番7地先から同市扱沢字赤松650番1地先まで

供用開始の期日 令和3年10月8日

和歌山県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市湯川町小松原字瀬崎坪59 3番2地先から同市湯川町小松原 字瀬崎坪603番2地先まで	旧	6.84 ） 7.09	105.81	
同上	新	12.54 ） 13.20	105.81	

和歌山県告示第1015号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字瀬崎坪593番2地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪603番2地先ま
で

供用開始の期日 令和3年10月8日

和歌山県告示第1016号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3576	有田市千田字左近466番2の 一部、467番4の一部	有田市千田1837番地2 上野山卓治	令和 3.9.1	4.50	35.00

公 告

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字志出原80番	田	959㎡

2 申請に係る農地の利用の現況等

(1) 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に該当。

(2) 申請に係る農地の所有者（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者があ
る場合には、その者。以下「所有者等」という。）

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名 （亡）岡野安吉

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字山田829番地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
令和4年4月	20か年	0円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和3年10月22日

(2) 提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課農地利用班

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並び
に代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項